一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン
職員の受託事業に関する人件費規定

＜令和6年4月1日改訂＞

職員標準日額・時間単価

職員の階級	標準日額（円） 下段：時間単価	摘要
代表理事・事務局長・代表取締役	100,000 12,500	代表理事・代表取締役・事務局長・代表
理事・事務局次長・取締役	80,000 10,000	理事・取締役・事務局次長
職員（A）	54,000 6,750	部門長、実務経験7年相当以上の能力がある者
職員（B）	46,000 5,750	実務経験3年相当以上の能力がある者
職員（C）	36,000 4,500	実務経験3年未満の者
職員助手	28,000 3,500	大学生または大学生相当以上の能力がある者
アルバイト・パート	16,000 2,000	

（目的）

第1条　この基準は、当法人が企業、行政機関またはその他の団体から事業委託を受け（以下「受託事業」という。）、その受託事業を実施するためにかかる人件費をその受託事業収入から支出する場合の支給基準について定める。

（人件費の額）

第2条　人件費の額は、別表に規定する金額を1日当たりの単価とし、作業に要した日数を乗じた額とする。時間単位で算出する場合は、1日の勤務時間は8時間とし、1日当たりの単価を8で割り、要した時間数を乗じた金額（10の桁未満を切り上げ）とする。

（交通費および宿泊料）

第3条　交通費および宿泊料の額は、出張費に関する経理規定に順ずる。

（その他）

第4条　この基準に定めるもののほか、この基準の運用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。